

財務諸表に対する注記

- 有形固定資産等の評価は取得原価としています。
- 有形固定資産等の減価償却の方法は、定額法を採用しています。
- 賞与引当金の算定方法
翌年度 6 月支給予定の期末・勤勉手当のうち、全支給対象期間に対する本年度の支給対象期間の割合を乗じた額を計上しています。
 $6 \text{ 月支給予定の期末・勤勉手当} \times (\text{本年度支給対象期間} 4 \text{ ヶ月} / \text{全支給対象期間} 6 \text{ ヶ月})$
- 退職手当引当金の算定方法
期末自己都合要支給額により算定しています。具体的には、以下の A と B の合計額を退職手当引当金として計上しています。
 - A) 基本額
勤続年数ごとの (職員数 \times 平均給料月額 \times 自己都合退職支給率) を合計したもの
 - B) 調整額
イ及びロに掲げる額を合計した額
 - イ) 勤続年数が 25 年以上の職員にあっては、該当職員区分の調整月額に 50 を、当該職員区分の次に低い職員区分の調整月額に 10 をそれぞれ乗じて得た額の合算額
 - ロ) 勤続年数が 10 年以上 25 年未満の職員にあっては、該当職員区分の調整月額に 50 を、当該職員区分の次に低い職員区分の調整月額に 10 をそれぞれ乗じて得た額との合算額に 2 分の 1 を乗じて得た額
- 財務書類は一般会計を対象としています。
一般会計とは、地方公共団体の行政運営の基本的な経費を網羅した会計です。
- 財務書類の作成基準日は、会計年度末 (3 月 31 日) としています。
ただし、出納整理期間中 (翌年度の 4 月 1 日から 5 月 31 日まで) の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。
(出納整理期間は地方自治法第 235 条の 5 を根拠として設けられています。)
- 物品については、取得価格又は見積価格が 50 万円以上の場合に資産として計上しています。

- 資本的支出と修繕費の区分については、法人税法基本通達により資産計上に該当しない場合は修繕費として処理しています。
- 表示単位（百万円）未満は四捨五入しているため、合計額が一致しない場合があります。
なお、単位未満の係数があるときは「0」を表示しています。

連結財務書類について

- 連結対象団体

団体（会計）名	区分	連結の方法	比例連結割合
山口県市町総合事務組合 （一般会計）	一部事務組合 ・ 広域連合	比例連結	0.0003618770128721270%
山口県市町総合事務組合 （非常勤職員公務災害補償特別会計）	一部事務組合 ・ 広域連合	比例連結	0.148627569735684%

別添連結精算表のとおり内部取引を相殺処理しています。